

市有財産売払いの媒介に関する契約書

函館市（以下「甲」という。）と□□□□□□（以下「乙」という。）とは、甲と〇〇〇〇〇〇が平成 年 月 日付けで協定を締結した市有財産売払いの媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり市有財産売払いの媒介に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 甲および乙は、地方公共団体および宅地建物取引業に係る社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、市有財産売払いの適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に努めるものとする。

（市有財産売払いの媒介）

第2条 この契約において「市有財産売払いの媒介（以下「媒介」という。）」とは、前条の趣旨に基づき、乙が甲に対し、次条に掲げる市有財産の購入希望者（以下「顧客」という。）を紹介することをいう。ただし、この場合の顧客とは、〇〇〇〇〇〇の会員を除くものとする。

（契約の趣旨）

第3条 甲は、次に掲げる市有財産（以下「市有財産」という。）の売払いを行うにあたり、乙に媒介を依頼し、乙はこれを承諾するものとする。

番号	区分	所在地番	地目 家屋番号	地積(m ²)	売払価格(円)

（媒介に係る業務）

第4条 乙は、協定書に基づき媒介を行い、次の各号に掲げる書類を甲に届出しなければならない。

(1) 市有財産売払申請書

(2) その他甲が指示する必要書類

2 甲は、前項に規定する書類を受領したときは、顧客に対して当該物件に関する説明を行うものとする。

3 乙は、甲および顧客の双方に対し、市有財産売買契約締結事務の補助を行うものとする。

4 媒介は、甲と顧客との間で市有財産売買契約が締結され、顧客が甲に売買代金を完納したときをもって、業務を終了するものとし、甲は乙に対し、書面により媒介終了の通知をするものとする。

（売払申請の取下げ）

第5条 乙は、市有財産売払申請書を届出した後、その申請を取り下げるときは、直ちに甲に連絡するとともに、遅滞なく市有財産売払いの媒介申請取下書および顧客に記載させた市有財産売払申請取下書を提出するものとする。

（媒介契約の有効期間）

第6条 この契約の有効期間は、本契約締結日から平成 年 月 日までとする。

（媒介契約の解除）

第7条 甲は、前条に規定する期間中であっても、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) この契約の規定に違反したとき。

(2) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）第6条に規定する暴力団関係事業者に該当することが判明したとき。

(3) 媒介について不適当な処理をしたと認められるとき。

(4) 媒介を履行することが困難であると認められるとき。

（不当介入等に対する届出義務）

第8条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等（函館市暴力団等排除措置要綱第1条にいう暴力団等をいう。以下同じ。）から不当介入等（函館市暴力団等排除措置要綱第13条第1項にいう不当介入等をいう。以下同じ。）を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、暴力団等から不当介入等による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（媒介報酬）

第9条 市有財産売払いの媒介に係る報酬の額（以下「媒介報酬」という。）は、協定書第9条第1項の規定に基づき〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 前項に規定する額には、消費税及び地方消費税の額が含まれるものとする。

3 乙は、第4条第4項に規定する通知を受けたときは、甲に対し適法な請求書により、媒介報酬を請求するものとする。

4 甲は、前項に規定する請求を受けた日から30日以内に、乙へ媒介報酬を支払うものとする。

5 甲は、その責めに帰する理由により前項に規定する媒介報酬の支払いが遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年〇. 〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

6 媒介報酬の支払場所は、函館市会計管理者の指定する場所とする。

7 乙は、顧客に対し、媒介にかかる一切の報酬を請求できないものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、市有財産売払いの媒介を行うために知り得た個人情報その他業務内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。この媒介の終了後または媒介取下後においても同様とする。

（苦情紛争の処理）

第11条 乙は、媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争が発生したときは、乙の責任と負担において、これを処理するものとする。

（費用の負担）

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（損害賠償）

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、または第7条の規定により契約解除となったために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（管轄裁判所）

第14条 この契約に関し訴訟を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（補則）

第15条 乙はこの契約に定めるもののほか、函館市財産条例（昭和39年函館市条例第6号）、函館市財産条例施行規則（昭和39年函館市規則第5号）、函館市契約条例（昭和39年函館市条例第5号）、函館市契約条例施行規則（昭和39年函館市規則第4号）その他関係法令を遵守しなければならない。この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 函館市
函館市長 ○ ○ ○ ○

乙